

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月25日発行
Vol.740

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

福島県復興公営住宅



令和8年度第1回 入居者募集のお知らせ (相双地区)

■募集期間

4月1日(水)から7日(火)まで



(写真は 南相馬市 北原団地)

 **11ページをご覧ください。**

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・福島大学サテライト拠点の立地
および施設整備に係る連携協力に
関する協定締結式 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 9

●福島県復興公営住宅入居者募集

- ・令和8年度第1回入居者募集の
お知らせ(相双地区) ----- 11

●日本郵便(郵便局)

- ・転居・転送サービス ----- 13

3/11 水

福島大学サテライト拠点の立地 および施設整備に係る 連携協力に関する協定締結式

3月11日、市役所において、国立大学法人福島大学地域未来デザインセンター、日本国土開発株式会社、一般社団法人南相馬ミライエ、そして南相馬市の4者による連携協定の締結式を行いました。

この連携協定は、市の地域再生計画「第3期南相馬市100年のまちづくり応援事業」の一環として、小高区に福島大学が活動拠点を設けることとなったことを踏まえたもので、4者がタッグを組み、建物の確保や整備で協力しながら、企業版ふるさと納税の活用など新しいまちづくりを加速させていく考えです。

当日は、国立大学法人福島大学の地域未来デザインセンター長である鈴木典夫氏、日本国土開発株式会社の代表取締役社長である林伊佐雄氏、一般社団法人南相馬ミライエの代表理事である荒明健氏が来庁し、門馬市長とともに協定書に署名をおこないました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



今週の番組

番組内容 [3/20~3/27]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
- 03分～ 令和8年 二十歳を祝う会～紡ぐ未来～
- 18分～ MOCHING交流会@SAKURA新年会
- 27分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
- 29分～ Minamisoma Weekly 「自殺対策強化月間」
- 32分～ minamisoma5.0 ロボットのまち編
- 45分～ 南相馬市LINE公式アカウント 利用方法
- 50分～ 南相馬見聞録 相馬太田神社
- 55分～ 南相馬消防署からのお知らせ 林野火災注意報・警報
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト/3月休日当番医/YOUTUBE配信



みゆーくん



南相馬市からのお知らせ

物価高対応子育て応援手当について

【更新】

3月25日HP更新

※「5-3. 申請期限」、「6. 支給について」を更新

市では、国の「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、物価高騰などに直面する子育て世帯を支援するため、0歳から高校生年代までの子どもに対し、1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

1. 支給対象者

以下の(1)から(5)のいずれかに該当する方

支給対象者	申請
(1)令和7年9月分の児童手当を本市で受けた方	不要
(2)令和7年9月30日時点で本市に住民登録がある公務員で、所属庁から令和7年9月分の児童手当を受けた方	必要
(3)本市に住民登録がある公務員で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当を所属庁から受給している方	必要
(4)公務員を除く、令和7年9月1日から令和8年3月31日まで、本市で出生した児童の児童手当受給者	児童手当を申請済の方は不要
	児童手当が未申請の方は必要
(5)離婚（離婚調停中なども含む）などにより、令和7年10月1日以後、本市において、児童手当の受給者となった方	必要

2. 対象児童

以下の(1)または(2)のいずれかに該当する方

- (1)平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童で、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給対象児童
- (2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

注意 児童養護施設などへ入所中の児童については、入所の時期により児童養護施設などに別途支給される可能性があります。

次ページへ続きます 

3. 支給額

対象児童一人当たり 2万円(1回限り)

4. 申請が不要な方

以下の方は原則申請不要です(プッシュ型支給)

- (1) 南相馬市で令和7年9月分の児童手当を受給している方
- (2) 令和7年9月1日から令和7年11月30日までに出生した児童について、南相馬市から令和7年12月期児童手当を受給している方
- (3) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

注意

- (3)の方は、児童手当申請後に順次支給の案内をお送りいたします。児童手当振込口座以外の口座に支給を希望される方は、申請が必要です。通知をご確認の上、窓口または次ページ(5-2.申請方法③)の二次元コードから、期限までに申請をお願いいたします。
- 原則として、振込口座は児童手当受給者の名義の口座に限ります。

5. 申請が必要な方

以下の方は申請が必要です。

- (1) 手当の受給を希望されない方
- (2) 児童手当振込口座以外に支給を希望される方
- (3) 離婚(離婚調停中なども含む)により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに児童手当の申請が必要になった保護者
- (4) 南相馬市に住所があり、所属庁から児童手当を受給している公務員

■ 5-1. 提出書類(共通)

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券などの写し)
- 振込先口座確認書類(受取口座の内容が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
- 様式第3号 児童手当受給状況証明

注意 公務員のみ所属庁からの証明発行後の申請となります。

次ページへ続きます 

■ 5-2. 申請方法

下記の方法で申請してください。

●窓口申請(こども家庭課へ提出)

●オンライン申請(パソコンまたはスマートフォンで申請)

① 本手当の受給を希望する方(公務員など)

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=108



② 本手当の受給を辞退する方

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=111



③ 児童手当振込口座以外への支給を希望する方(受給者名義の口座に限る)

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=112



■ 5-3. 申請期限

4月30日(木)

6. 支給について

- プッシュ型支給の方は、(3回目)3月30日(月)に振り込みいたします。支給決定通知は発行いたしませんので、通帳などをご確認ください。
- 令和8年2月に申請いただいた方については、決定通知をお送りいたしましたので、対象の方は通帳などをご確認ください。
- 3回目以降の支給についても振込日が確定次第、ホームページでお知らせいたします。

プッシュ型支給の方	1回目:1月29日(木)
	2回目:2月27日(金)
	3回目:3月30日(月)
	4回目:4月予定
	5回目以降:準備が整い次第、順次支給
申請が必要な方(公務員など)	審査後、月末締め、翌月支給

注意 振込名義は「ミナミソウマシ」となります。

問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 子育て支援係

TEL 0244-24-5215

第14回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭を開催します

3月18日HP更新

東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承するとともに、津波を緩衝するための命を守る海岸防災林をつくっています。

この防災林には、市民の思いや祈りを込めて南相馬の木々を植樹し、「鎮魂の森」を築きます。未来へつなぐ「災害から命を守る森」づくりです。皆さまのお越しをお待ちしております。

日時

6月7日(日)正午開会 (受付開始 午前11時)

注意 雨天時決行、荒天中止

場所

南相馬市鹿島区烏崎地内

アクセス

● 車で来場される方

臨時駐車場をご利用ください。

駐車場の数に限りがあるため、相乗りでの来場のうえ係員の誘導・指示に従ってください。

● 電車などで来場される方

原ノ町駅からシャトルバスを運行します。(午前10時～)

注意 原ノ町駅前に、植樹祭参加者用の駐車場はありません。

内容

- 植樹本数 約12,000本
- 募集人数 約1,000人

イベントスケジュール(予定)

- 11:00 受付開始
- 12:00 開会式
- 12:30 植樹活動開始
- 15:00 閉会(予定)

注意 公共交通機関利用の方は、会場シャトルバスの運行に遅れが生じる可能性がありますので、時間に余裕をもってご計画ください。

次ページへ続きます 

服装・持ち物

汚れてもよい服と靴、帽子、リュックサック、軍手、ハンドシャベル、雨具、タオル、飲み物

注意 現場は沿岸で風が強く、また天候により寒暖の差が大きくなります。気温に合わせて着脱可能な服装でお越しください。

申し込み方法

申し込みフォーム、またはチラシ下部の参加申込書によりお申し込みください。

▶ 第14回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭申し込みフォーム

https://apply.e-tumo.jp/city.minamisoma-u/offer/offerList_detail?tempSeq=328



申込先

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会事務局（南相馬市農林水産部農林整備課内）
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地（北庁舎2階）

E-mail norinseibi@city.minamisoma.lg.jp

FAX 0244-23-7420

南相馬市鎮魂復興市民植樹祭とは

東日本大震災で犠牲となった人々を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承する場をつくるとともに、津波を緩衝するための「命を守る海岸防災林」の実現を目指し、市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会が、毎年開催するものです。



使用される苗木と資材の多くは『鎮守の森のプロジェクト』により賄われます



鎮守の森のプロジェクトでは、古くから存在する「鎮守の森」をモデルとした「防災の森」を、後世に伝え残すべき貴重な知恵として広めています。

▶ <https://morinoproject.com/>



森とアースへのECOプロジェクトから支援をいただいています

植樹祭へ森とアースへのECOプロジェクト様から支援をいただき開催しております。

▶ 森とアースへのECOプロジェクトHP

<https://www.heco-spc.or.jp/mori-earth/>



問い合わせ

農林水産部 農林整備課 林業係

TEL 0244-24-5378



浪江町からのお知らせ

浪江町HP 令和8年2月「まちの話題」から

安波祭

茗野神社(請戸地区)で2月15日(日)、「安波祭」が開かれ、神楽や「請戸の田植踊」が奉納されました。

この日は、鮮やかな衣装に身を包んだ踊り子たちによる「田植え踊」や「浦安の舞」のほか、神楽を奉納し、一年の海上安全や、ふるさとの復興を祈願しました。



桜の手入れ

「絆さくらの会」やボランティアの皆さん、東京農大生の学生たちによる桜の手入れが行われました。

請戸川リバーライン沿いの桜や津島地区の桜など、てんぐ巢病にかかった枝の剪定作業や草刈り、ごみ拾いを行いました。



福島県市町村広報コンクール(映像の部)で特選受賞

2月17日(火)、福島県庁において第71回福島県市町村広報コンクールの表彰式が行われ、浪江町の作品「請戸漁師 かあちゃんのカンタン浜料理」シリーズの「かすべ(エイ)料理編」が映像の部で最高賞の特選を受賞しました。



▶「請戸漁師 かあちゃんのカンタン浜料理」シリーズの「かすべ(エイ)料理編」

https://youtu.be/orV8eFBbM_g?si=q-ClSHGoph7vjhYc





双葉町からのお知らせ

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」における引っ越し費用の取り扱いについて

3月23日HP更新

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」において、一定の基準を満たす場合に引っ越し費用が賠償の対象となることがあります。

ご自身のケースが対象となるかなど詳細については、東京電力ホールディングス株式会社の問い合わせ電話番号または相談窓口でご相談ください。

● 福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

受付時間： 午前9時～午後7時(月～金 [除く休祝日])
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

▶ 問い合わせ・相談窓口(東京電力ホームページ)

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/counter/index-j.html



なお、引っ越し費用およびその他の原子力損害賠償について、合意できない項目がある場合は原子力損害賠償紛争解決センターに「和解の仲介」を申し立てることができます。

● 原子力損害賠償紛争解決センター

 0120-377-155

(平日 午前10時～午後5時) (ただし、年末年始を除く)

※ 聴覚に障害のある方その他、電話によるお問い合わせが困難な特段の事情がある方は、Eメールにて下記のアドレスまでお問い合わせください。

Eメール：chukai@mext.go.jp

▶ 原子力損害賠償紛争解決センター(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm



問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

ニュースふたば【駅東飲食店3店舗オープン】

3月14日、双葉駅東地区に商業施設「MEMEGURU FUTABA(めめぐるふたば)」がオープンしました。

名称は投票を経て決定したもので、「双葉を巡る」という想いが込められています。

施設内には鉄板焼きを楽しめる「串と鉄板 だるま」、浪江町で親しまれてきた「居酒屋こんどこそ双葉店」、北海道の食材を味わえる「CAFE FUTABA」の3店舗が入居しています。

▶ <https://youtu.be/MfcFDA5pF-c>



数字でわかる双葉町（令和8年3月1日現在）

避難状況や帰還者数など、最新のデータを元に双葉町の「今」をお伝えする動画です。

避難状況については、平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者および転入者（令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域避難指示解除後の新規転入者を除く）、出生者を含むものであり、現在、町として支援対象となる人口を表しています。

福島県内、県外への避難状況の割合は、母数を避難者数として算出しています。

▶ <https://youtu.be/RQAGKbjQSIE>





令和8年度第1回 入居者募集のお知らせ (相双地区)

■ 申込期間

4月1日(水)～7日(火)午後3時

■ 募集团地

※ 募集内容については都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

※ 詳細については申込受付期間内に相双地区県営住宅管理室までお問い合わせください。

優先区分	団地名	住所	建築年度	棟室	階	専有面積(m ²)	間取り	駐車場	家賃(円)
優先	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	1-109	1	75.6	3LDK	有	23,900～35,600
	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	2-101	1	75.6	3LDK	有	23,900～35,600
	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	3-103	1	75.6	3LDK	有	23,900～35,600
	上町	南相馬市原町区上町一丁目12-1	H28	1-106	1	75.6	3LDK	有	27,100～40,400
	上町	南相馬市原町区上町一丁目12-1	H28	2-107	1	75.6	3LDK	有	27,100～40,400
	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	1-110	1	75.6	3LDK	有	27,100～40,400
	牛越	南相馬市原町区牛越字辻内1-2	H28	2-101	1	75.6	3LDK	有	25,200～37,600
	牛越	南相馬市原町区牛越字辻内1-2	H28	3-102	1	75.6	3LDK	有	25,400～37,800
一般	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	1-207	2	61.2	2LDK	有	19,300～28,800
	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	1-301	3	75.6	3LDK	有	23,900～35,600
	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	2-306	3	61.2	2LDK	有	19,300～28,800
	北原	南相馬市原町区北原字前谷地230-1	H28	2-201	2	75.6	3LDK	有	23,900～35,600
	上町	南相馬市原町区上町一丁目12-1	H28	1-401	4	75.6	3LDK	有	27,100～40,400
	上町	南相馬市原町区上町一丁目12-1	H28	2-304	3	61.2	2LDK	有	22,000～32,700
	上町	南相馬市原町区上町一丁目12-1	H28	2-301	3	75.6	3LDK	有	27,100～40,400

次ページへ続きます 

優先区分	団地名	住 所	建築年度	棟室	階	専用面積 (㎡)	間取り	駐車場	家賃(円)
一般	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	1-304	3	75.6	3LDK	有	27,100~40,400
	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	2-407	4	61.2	2LDK	有	22,000~32,700
	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	3-304	3	75.6	3LDK	有	27,100~40,400
	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	3-408	4	75.6	3LDK	有	27,100~40,400
	南町	南相馬市原町区南町四丁目9-1	H28	4-201	2	75.6	3LDK	有	27,100~40,400
	牛越	南相馬市原町区牛越字辻内1-1	H28	1-202	2	75.6	3LDK	有	25,200~37,600
	牛越	南相馬市原町区牛越字辻内1-2	H28	2-205	2	75.6	3LDK	有	25,200~37,600
	牛越	南相馬市原町区牛越字辻内1-2	H29	3-204	2	61.2	2LDK	有	20,500~30,600
	下北迫	広野町大字下北迫字上大吹7-3	H29	4-1	-	77.8	3LDK	有	24,100~35,900
	下北迫	広野町大字下北迫字上大吹7-4	H29	11-1	-	78.4	3LDK	有	24,300~36,200

■抽選日 4月9日(木)午前10時

■抽選会場 相双地区県営住宅管理室

※ 入居者が抽選会に出席できない場合、委任状の提出により代理人が抽選くじを引くことも可能です。

■入居説明会 5月22日(金)午前9時30分 福島県南相馬合同庁舎

■入居指定日 6月1日(月)

【相双地区県営住宅管理室】

〒975-0004 南相馬市原町区旭町2-34 モ・オフィス103号室

TEL 0244-26-5114

E-mail soso-kanrishitsu@theia.ocn.ne.jp

引っ越しの際には、転居届を、近くの郵便局窓口、ポスト投函、e転居 (Webサイト、郵便局アプリ) で提出いただくことで、**1年間、旧住所宛ての郵便物などを新住所に無料で転送します。**

※転送期間は、届出日から1年間です (転送開始希望日からではありません)。

※転送期間経過後は、差出人に郵便物等を返還します。

なお、**更新される際には、再度、転居届をお出してください。**

また、大切な郵便物等を確実にお届けするため、転居届の提出の際に、提出者の本人確認をさせていただきます。

転居届を提出されてから登録までに3~7営業日を要しますので、転居される際には、お早めに転居届を提出してください。

■ e転居 (Webサイト、郵便局アプリ) でご提出いただく場合

▶ e転居 (Webサイト、郵便局アプリ) でのお申し込み

<https://lp.jpnetn.pf.japanpost.jp/guide/>



※e転居 (Webサイト、郵便局アプリ) での申し込みには、本人確認済みのゆうIDでのログインを行う必要があります。

ゆうIDの新規登録、本人確認は、e転居の登録手順に沿って手続を行ってください。

なお、ゆうIDのサービス内容については下記サイトご確認ください。

▶ ゆうIDのサービス内容

<https://mypage.jp.id.pf.japanpost.jp/>



■ ポスト投函でご提出いただく場合

郵便局窓口などに設置している転居届の内容を確認の上、必要事項の記入および提出者の本人確認資料の写しを添付し、付属の専用封筒に入れて、切手を貼らずにポストへ投函してください。

転居届に記載されているe転居ページの二次元コードについて、一部古いものが掲載されており、読み取れない場合があります。その際には、上記二次元コードからアクセスしていただけますようお願いいたします。

※転居届としては問題なく使用いただけます。

<本人(提出者)確認資料>

運転免許証、各種健康保険証の資格確認書、運転経歴証明書、在留カード、マイナンバーカード、特別永住者証明書

■ 郵便局窓口でご提出いただく場合

提出者に加えて、転居者のうち1名の本人確認を実施しております。

運転免許証、各種健康保険証の資格確認書などの確認資料をお持ちの上、お近くの郵便局窓口までお越しください。

なお、提出者と転居者が異なる場合、転居者の確認資料は写しでもかまいません。

■ 注意

1. 転居届受付後、次の方法により転居の事実確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 日本郵便株式会社社員による現地訪問
- ・ 転居者が不在の場合、同居人等への転居者の居住の事実確認
- ・ 旧住所あて確認書の送付(転居届受付時に窓口で本人(提出者)の確認および旧住所の記載内容の確認ができた場合は行いません。)

2. ご希望のお客さまに、弊社から以下の案内等を転居先へ送付する場合があります(転居届に記載された情報を弊社から行政機関・企業等の第三者に提供することはありません)。

- ・ 行政機関・企業などからお預かりした住所等の変更手續のご案内その他のお知らせ
- ・ 弊社のサービスに関する情報やみなさまの生活に役立つ情報

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2026.3.25現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511